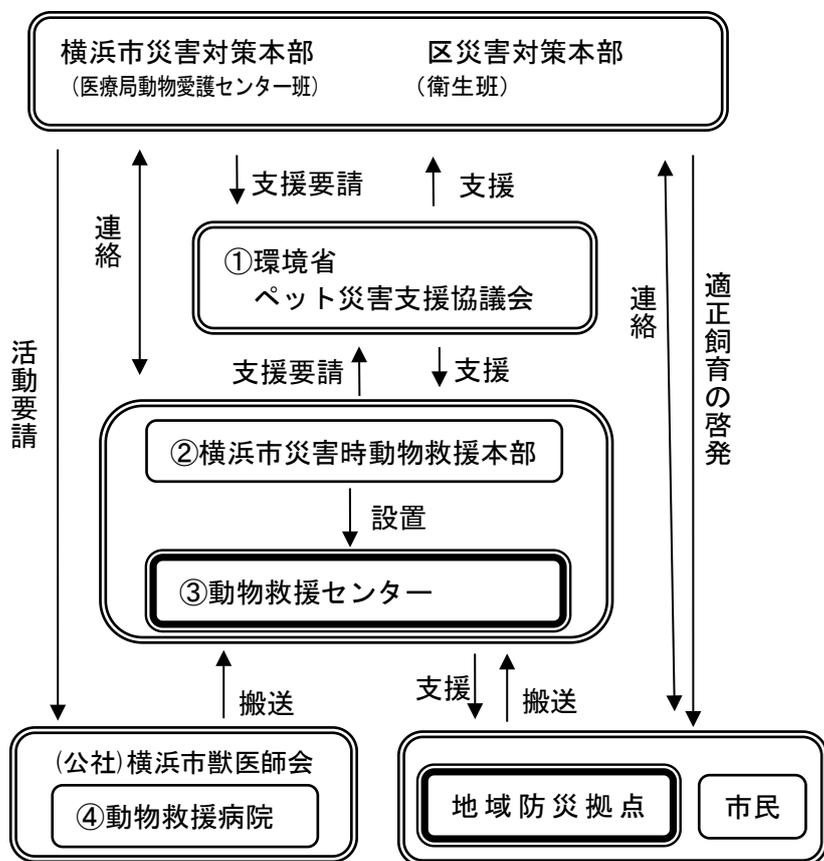


動物救援体制関係図

【医療局】



①環境省、ペット災害支援協議会

災害時の動物救護活動に対し、物資等の支援の要請をする。

②横浜市災害時動物救援本部

動物救援センターの設置、救援物資やボランティアの調整等、動物救援活動の中心的役割を果たす。

構成団体：公益社団法人横浜市獣医師会、公益社団法人日本動物福祉協会横浜支部、神奈川県愛玩動物協会、公益財団法人日本補助犬協会、NPO法人神奈川県動物ボランティア連絡会、公益財団法人神奈川県動物愛護協会、一般社団法人全国ペット協会等、(事務局 医療局動物愛護センター)

③動物救援センター

横浜市災害時動物救援本部が設置し、飼い主とはぐれたり、飼育の継続が困難なペットの保護収容、保管、返還、譲渡、各種相談受付等をボランティアの協力により行う。

候補地 4か所（土地利用の覚書交換）

- 1 横浜市動物愛護センター
- 2 公益財団法人日本盲導犬協会
神奈川訓練センター
- 3 公益財団法人日本補助犬協会
- 4 平和会ペットメモリアルパーク

④動物救援病院

負傷した飼い主不明のペットは、市内の動物病院が一時保護、治療などの支援を行う。
(公益社団法人横浜市獣医師会と協定を締結)